

令和6年第1回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年1月18日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告（令和5年11月分）
- 第 4 町長の招集挨拶
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 議案第 1号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第12号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
12番	熊谷良夫君	13番	澁谷俊二君
14番	長谷川幸子君	15番	鈴木良勝君
16番	森元淑雄君		

欠席議員（1名）

11番 深沢義一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 事務局長	佐々木龍悦君
教育長	栗林守君	教育推進監	青谷千里君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

11番、深沢義一君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回美郷町議会臨時会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、深澤均君、8番、伊藤福章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査、令和5年11月分の結果報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配布しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。令和6年第1回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集のあいさついたします。

はじめに、クマの千畑小学校敷地内への出没について報告いたします。1月17日午後2時20分頃、千畑小学校敷地内に子グマがいるのが発見され、その後目視が困難になる時間帯まで木の上に居座りました。これを受け、箱罟を設置し本日早朝に現地を確認いたしましたが、すでになくなっていることが確認されました。なお、周辺では1月14日、15日にも目撃情報があることから、児童の安全確保のため、スクールバスを利用しない児童の保護者に送迎を依頼するとともに、引き続き警戒をしながら、有害鳥獣の被害防止のため適切な対策を講じてまいります。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。議案第1号「美郷町手数料条例の一部改正について」ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。議案第2号「美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正について」ですが、観光案内休憩所に清水に関する学習機能を付与することに伴い、名称の変更等、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。議案第3号「令和5年度美郷町一般会計補正予算第12号」についてですが、国による住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯への給付金に要する経費の追加等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさついたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第1号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第1号につきましてご説明します。

提案理由ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を改

正したく提案するものです。

改正する経緯でございますが、令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が改正され、本年3月1日より施行することとなっております。

戸籍法の改正内容は主に3点あり、一つ目、戸籍謄本や除籍謄本が本籍地以外の市区町村においても交付可能となる広域交付、二つ目、戸籍等の電子証明書提供用識別符号の発行及び三つ目、電子化された届出等情報内容証明書の交付及び閲覧がそれぞれ開始されるものでございます。これらの発行事務等に係る手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。

改正条文は2ページから5ページまでとなっておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集1ページから4ページをご覧ください。

別表第1の戸籍の項を改正するもので、手数料の名称欄について一部改正される戸籍法の関係条項を記載し、先ほど申し上げた広域交付、戸籍等の電子証明書提供用識別符号の発行及び電子化された届出等情報内容証明書の交付及び閲覧に対応できるよう改めるものでございます。

議案資料集5ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 美郷町手数料条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第2号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長

○商工観光交流課長（今野武俊君） 議案第2号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてご説明いたします。

改正の主な内容ですが、今月末までを工期とする改修工事におきまして、名水市場湧太郎にございました旧水文館及び水の学習室になっておりました清水に関する学習機能を観光案内休憩所に付与することに伴い、名称の変更及び所要の規定の整理を行うものでございます。

改正箇所につきましては、議案資料集5ページをお開き願います。

第一条につきましては、清水の学習機能の付与及び施設の利用実態を伴いまして文言の見直しを行っております。

次の表につきましては、「観光案内休憩広場」としておりました名称を「清水の学習・案内所」に改めますとともに、その位置につきましては、この施設の主たる機能を考慮した上で、トイレ側の地番から案内所側の地番に改めるものでございます。

第8条につきましては、使用料だけでなく供用日時についても規定をすることとしたものです。利用状況を踏まえまして施設の供用日時ごとに区分をし、これまでの別表から別表第1と別表第2に分けて規定をしております。

「観光案内休憩」から名称変更致いたします「清水の学習・案内所」につきましては、原則、4月から11月の午前8時から午後5時までを原則とし、町長が必要と認めた場合に限り臨時に変更できるものといたします。

なお、変更を行う例といたしましては、竹打ちなど行事によるものを想定しております。

6ページをお願いします。

別表第2でございますが、これまでの別表に規定しておりました内容から、「観光案内休憩」から名称変更する「清水の学習・案内所」が除かれたものとなっております。

議案の方にお戻り願います。

議案の8ページから10ページにつきまして改正条文となっております。この条例の施行日でございますが、10ページに記載をしております附則のとおり、令和6年2月1日からとしております。

議案第2号の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第7、議案第3号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第12号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(武田浩之君) 議案第3号についてご説明します。今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に9,852万6,000円を追加する件、繰越明許費補正1件でございます。

はじめに、15ページ第2表の繰越明許費補正についてご説明します。

7款1項温泉運営費ですが、落雷により湯とびあ雁の里温泉冷温水発生機の制御機器の交換が必要となり、機器の製造に所要の時間が要すると見込まれ、年度内の完了が困難であることから翌年度に繰越すものです。

次に、歳出から順にご説明しますので、20、21ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

14款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び低所得者の子育て世帯への加算分に充当するものです。

なお、事業の詳細については歳出にてご説明いたします。

17款1項2目1節ふるさと美郷応援給付金ですが、12月末時点で令和4年度寄付額を上回る寄付があり、今後3カ月の見込み分を含めた増額分を計上するものです。

歳入の説明は以上でございます。

○福祉保健課長(高橋勉君) 続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案22、23ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業の実施に要する予算につきましてご説明いたします。

議案資料集にて内容をご説明いたしますので、議案資料集8ページをお願いいたします。

本事業は、物価高に切実に苦しんでいる低所得世帯に対して支援を追加的に拡大することにより、物価高による負担の軽減を図ることを目的とするものでございます。

本事業の基準日を令和5年12月1日とし、美郷町の住民基本台帳に登録されていることを要件としております。

支援の内容ですが、①の住民税均等割のみの課税世帯への給付は、扶養されている方のみの世帯を含まない令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付をするもので、世帯数を630世帯と見込んでおります。

②の低所得者の子育て世帯への加算は、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するもので、340人を見込んでおります。

①、②ともに支給要件の確認期限を、令和6年2月29日といたします。

議案22、23ページ上段へ戻っていただきまして、3節時間外勤務手当は事業実施における職員の時間外勤務に要するものでございます。

10節印刷製本費は、封筒印刷として35万円を、11節通信運搬費は、郵送料で31万1,000円を、その下の手数料は、給付金の振込手数料で9万8,000円を計上するものでございます。

一つ飛んで、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金は、住民税均等割のみ課税世帯への1世帯当たり10万円の給付、630世帯分6,300万円と、低所得者の子育て加算分として一人当たり5万円、340人分1,700万円、合せて8,000万円を計上しております。

支援事業に要する予算の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君）　続きまして、企画費の残りの7節報奨金と12節ふるさと納税支援業務委託料ですが、ふるさと美郷応援給付金の返礼品や事務委託に係る経費で、寄付額の増加により不足が見込まれるため、それぞれ増額するものです。

2款の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君）　7款1項4目温泉施設費の14節湯とびあ雁の里温泉冷温水発生器故障対応工事ですが、これは、昨年11月20日に起こりました落雷により冷房設備が故障したため、破損した基盤の交換をはじめ、制御機器の復旧工事を行うものです。

なお、基盤は特注品でありますので、納期が6カ月以上と見込まれております。来夏に冷房設備が稼働できますよう繰越明許費に計上し、復旧対応を行ってまいります。

次の、湯とびあ雁の里温泉地下灯油タンク設備故障対応工事ですが、こちらも同様に昨年11月の落雷によりまして、灯油の量を把握する機器や油漏れを検知する機器に故障が生じたものでございまして、これらの復旧に要する経費を計上するものです。こちらの工事は年度内に完了するものとなっております。

7款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 13款1項1目基金費のふるさと美郷子ども育成基金積立金ですが、歳入で説明した寄付額の増額分を積立てるものです。

議案第3号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第12号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時19分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和6年1月18日

美郷町議会議長 森 元 淑 雄

署 名 議 員 深 澤 均

署 名 議 員 伊 藤 福 章